

埼玉県北部地域の魅力を伝える PR 動画制作業務委託仕様書

- 1 事業名
埼玉県北部地域の魅力を伝える PR 動画制作業務
- 2 事業主体
埼玉県北部地域振興センター
- 3 委託期間
契約日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで
- 4 目的
北部地域管内 7 市町（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町）の魅力を伝える PR 動画を制作し、視聴者に北部地域の魅力を知ってもらい、交流人口や関係人口の増加につなげ、将来的な定住人口の定着を推進し、地域の活性化を図ることを目的とする。
- 5 用途
（１）ホームページ、デジタルサイネージでの放映
（２）YouTube、各種 SNS
- 6 制作概要・撮影コンテンツ
次に掲げる内容を踏まえた動画を制作する。
 - （１）本業務のターゲット
 - ア 地域 埼玉県内・県外
 - イ 年代 10 代から 20 代、若者
 - （２）動画の内容
 - ア 北部地域の観光地や農産物、自然環境等を題材とし、美しさを追求した一般的な観光動画ではなく、視聴者の目を引くことができる斬新なアイデアを盛り込んだ面白みのある動画を制作するのとする。
 - イ 映像を見た視聴者が「北部地域を訪れたくなった。」「北部地域の魅力を改めて感じた。」などの感想を抱き、実際に北部地域を訪問することにつながるような映像を制作する。
 - ウ 特定の市町に偏ることなく、大里地域及び児玉地域のバランスに配慮した内容とする。
 - エ 季節にかかわらず、1 年を通じて公開できる映像とする。
 - （３）制作動画の条件
 - ア 様々な媒体で放映可能であり、県が長期間使用できる動画とすること。
 - イ 動画は通常版（主にホームページ、デジタルサイネージ向け）及びダイジェスト版（主に各種 SNS 向け）を制作するものとする。
 - ウ モデル等の出演者を起用して撮影・制作を行う場合は、事前に県と協議の上決定すること。
 - エ 撮影に入る前に絵コンテで動画の全体イメージを示すこと。
 - オ 動画の内容にふさわしいタイトルをつけること。
 - カ 動画の使用期限は、無期限とする。

キ 動画のファイルは以下のとおりとし、YouTube やデジタルサイネージに掲載可能なものとする。

- ・データ形式：mp4 又は WMV
- ・サイズ：16：9

(4) 撮影

企画に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ア 資料及び素材の収集
- イ 肖像権や著作権について必要な手続
- ウ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- オ 撮影に使用する機材及び消耗品等の費用の負担

(5) 編集・校正

- ア 撮影した映像の加工、編集、BGM、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。
- イ 使用する映像、写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真等を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。
- ウ BGM として使用する素材の使用については、著作権上の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。
- エ 動画に挿入する観光施設等の名称や説明について、事前に各管理者に確認を行い、疑義が生じないようにすること。
- オ 編集した動画案制作後の校正は、1 本につき 2 回以上とする。

(6) 修正

- ア 受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態となるまで対応すること。
- イ 県からの要望に基づき、動画の収録時間や縮尺、ファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。